

看護師奨学金規程

(目的)

第1条 一般財団法人温知会（以下「本会」という）は、看護師資格を取得するため学校に通う生徒に対し、資格取得後、即刻、本会の組織に勤務することを誓約できる者に、奨学金を貸与する契約をする。もしも、彼らが、その資格をよりどころに、助産師、保健師の資格をとりたいと願う場合には、その時折の判断によって、本会は、その要望を聞くことがある。

(奨学生の資格)

第2条 奨学金を得たいと願う者（以下「希望者」という）は、資格取得を目指す学校の当年度の合格証書、若しくは途中から希望する者は、在学証明書を示さなければならない。なお、既に、本会以外の奨学金等の貸与を受けている者、若しくはこれから受けようとする者は、奨学生として認められない。

(奨学生の義務)

第3条 奨学生は、以下の義務を負うものとする。

- (1) 本会の理念及び活動方針を理解するとともに、資格取得を目標に勉学に励むこと。
- (2) 現住所を常に明らかにし、変更があった場合はすみやかに届け出なければならない。
- (3) 本会より修学状況の報告を求められた場合には、一週間以内に本人の所属する学校の資料等を揃え、回答しなければならない。

(申請の手続き)

第4条 希望者は、下記の資料を提出するものとする。

- (1) 本会が用意する奨学金貸与申請書（様式第1号）
- (2) 本人自筆の写真添付の履歴書（かけない場合には自筆でなくともよい）
- (3) 振込口座届（様式第7号）
- (4) 戸籍抄本

(5) その他、本会が必要と認めたもの

2 希望者の内、学校法人温知会に入学、若しくは通学する者については、特に支障がない限り受給対象者とし、申請手続き一切を学校法人温知会に委ねるものとする。
学校法人温知会以外の学校に入学、若しくは、通学する者については、本会において審査をするものとする。

(審査の承認)

第5条 本規程の審査と承認手続きは、以下のとおりとする。

- (1) 学校法人温知会に入学、若しくは通学する者の場合
 - ①希望者は、学校法人温知会法人事務局（以下「学校法人事務局」という）に定められた関係文書を提出し、学校法人事務局は、内容を精査し、一定の要件を充たした者を対象として、学校法人理事長に提出する。
 - ②その後、一般財団法人温知会総務部長（以下「本会総務部長」という）に送られて承認を得るものとする。
 - ③審査結果は、一般財団法人温知会から本人に、奨学金貸与決定通知書（様式第2号）にて通知する。
- (2) 学校法人温知会以外の学校に入学、若しくは通学する者の場合
 - ①希望者は、本会総務部長に、定められた関係文書を提出し、本会総務部長は内容を精査し、本会理事長に提出する。
 - ②本会理事長は、奨学金規程の適用要件にそって審査し、承認又は不承認を決定する。
 - ③審査結果は、本会から本人に、奨学金貸与決定通知書（様式第2号）にて通知する。

2 奨学生は、奨学金貸与決定通知書を受領した後、すみやかに、本会理事長に対して奨学生誓約書（様式第3号）を提出しなければならない。

(契約)

第6条 奨学生は、本会との間において看護師奨学金貸与契約書（様式第6号）を締結しなければならない。

(貸与基準と支払い)

- 第7条 奨学金は、新年度の4月より、毎月7万円ずつ、年間84万円を支給する。途中から貸与を受ける者は、貸与年月日が始まる月から3月までとするが、年度額が84万円にならなくても1年分とする。なお、返済する場合は、実際に受けとった金額とする。
- 2 貸与日は、月の1日とする。但し、貸与当日が、土曜日・日曜日・祝日にあたる場合は、その前日とする。
 - 3 奨学生が何らかの理由で留年する場合は、その理由の如何に関わらず奨学金を支給する。但し、支給するのは、留年が1年までの場合に限る。
 - 4 奨学生が、疾病などに寄らずに休学をするとき、奨学金の支払いはしない。

(連帯保証人)

- 第8条 奨学生は、2名の連帯保証人を立てなければならない。その内1名は、奨学生と家計を別にする者でなければならない。
- 2 連帯保証人となる者は、本会に資産保有状況表(様式第9号)を提出し審査を受けなければならない。
 - 3 連帯保証人が、その資格を失ったときは、直ちに、それに代わる新たな連帯保証人を立てなければならない。

(奨学生の辞退)

- 第9条 奨学生が自己の都合により奨学金を辞退しようとする場合の手続きは、次のとおりとする。
- (1) 学校法人温知会に通学する者の場合
 - ①奨学生は、学校法人事務局に奨学生辞退願(様式第4号)を提出し、学校法人事務局は、内容を確認し、学校法人理事長に提出する。
 - ②その後、本会総務部長に送られて承認を得るものとする。
 - ③承認結果は、一般財団法人温知会から本人に、奨学生辞退承認決定通知書(様式第5号)にて通知する。
 - (2) 学校法人温知会以外の学校に通学する者の場合
 - ①奨学生は、本会総務部長に、奨学生辞退願(様式第4号)を提出し、本会総務部長は内容を確認し、本会理事長に提出する。
 - ②本会理事長は、承認を決定する。

- ③承認結果は、本会から本人に、奨学生辞退承認決定通知書(様式第5号)にて通知する。

(奨学金貸与の終了)

- 第10条 次の各号のいずれかに該当する場合には、奨学金の貸与を打ち切るものとする。同時に、奨学生(奨学生が死亡した場合は、連帯保証人とする)は、奨学金を当該事由が生じた日から奨学金に6%の割合で計算した利息を付けて2ヶ月以内に全額返済しなければならない。
- (1) 学校を退学した場合
 - (2) 卒業が不可能となった場合
 - (3) 心身の故障等のため修学を継続する見込みがなくなったと認められる場合
 - (4) 奨学生が、貸与期間中に奨学金の貸与を自ら辞退した場合
 - (5) 奨学生が、死亡した場合
 - (6) 奨学生が、本規程に違反した場合
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、奨学金貸付の目的を達成する見込みが無くなったと認められる場合

(返済)

- 第11条 奨学金の返済は、次のとおりとする。
- (1) 本会に看護師として採用された後、次の年数を過ぎた者は、奨学金の返済を全額免除する。
 - ①奨学金の貸与期間が2年の場合は、4年を過ぎた者とする。
 - ②奨学金の貸与期間が3年の場合は、5年を過ぎた者とする。
 - (2) 免除の計算は、例えば、妊娠・出産・育児休業・あるいは何らかの疾病などによる、休業の期間などを除くものとする。
 - (3) 留年のために1年余計に奨学金を借りた者の奨学金の返済免除期間は、本条(1)で定める年数に1年を加えた年数とする。
 - (4) 自己の都合により奨学金を辞退する場合は、奨学金に6%の割合で計算した利息を付けて、辞退してから2ヶ月以内に全額返済しなければならない。
 - (5) 卒業(必要な課程を修了)後、本会に就職することができなかった場合は、奨学金に6%の割合で計算した利息を付けて、当該事由が生じた日の属する月から2ヶ月以内に全額返済し

なければならない。

- (6) 本会に就職したが、本条(1) 或いは、本条(3) に定める年数未満で退職する者は、奨学金に6%の割合で計算した利息を付けて2ヶ月以内に全額返済しなければならない。
- (7) 卒業後2年が過ぎても国家試験に合格できない場合には、奨学金の全額を2ヶ月以内に6%の利息を付けて返済しなければならない。

(報告義務)

- 第12条 奨学生は、在学期間中、毎年4月末日までに過去1年分(前年度の4月1日から3月31日まで)の成績証明書を理事長へ提出しなければならない。
- 2 奨学生は、在学期間中、休学、停学、留年及び復学する際には、すみやかに、その旨を報告しなければならない。

(奨学金台帳の作成)

- 第13条 本会総務部長は、奨学生ごとに奨学金台帳(様式第8号)を備え、奨学金を貸与した場合、奨学金の返還を免除した場合、又は奨学金の返還を受けた場合にはすみやかに記録し、5年間保存するものとする。

(雑則)

- 第14条 この規程に定めのない事項について、或いは、この規程に疑義が生じたときは、その都度、本会理事長がこれを決定する。